

毎週月. 水. 金曜日発行

# 富 山 県 報

平成28年 3 月 25 日

金 曜 日

号 外(7)

## 目 次

### 規 則

○富山県手数料条例施行規則の一部を改正する規則

1

~~~~~

## 規 則

~~~~~

富山県手数料条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成28年 3 月 25 日

富山県知事 石 井 隆 一

### 富山県規則第14号

富山県手数料条例施行規則の一部を改正する規則

富山県手数料条例施行規則（平成12年富山県規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1の41の3の項中

41の3 条例別表第1の389の5の項に規定する長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）	ア 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登	住戸の数が1のもの	6,000円
		ア 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登	住戸の数が2以上5以下のもの	12,000円
	ア 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登	住戸の数が6以上10以下のもの	21,000円	

第 6 条 第 2 項 の規定 に基づ く申出 をしな い場合	録住宅性 能評価機 関が、当 該申請に 係る長期 優良住宅 の普及の 促進に関 する法律 第 5 条第 1 項に規 定する長 期優良住 宅建築等 計画が同 法第 6 条 第 1 項各 号（第 3 号を除く。） に掲げる 基準に適 合するこ とを証す る書面 （次項に おいて 「適合証」	住戸の数が11以上30以 下のもの	31,000円
		住戸の数が31以上50以 下のもの	57,000円
		住戸の数が51以上 100 以下のもの	100,000円
		住戸の数が 101以上 200以下のもの	160,000円
		住戸の数が 201以上 300以下のもの	200,000円
		住戸の数が 301以上の もの	210,000円

		という。)を添付するもの		
--	--	--------------	--	--

を

41の3 条例別表 第1の389の5 の項に規定する 長期優良住宅建 築等計画認定申 請手数料	1) 長期 優良住 宅の普 及の促 進に関 する法 律(平 成20年 法律第 87号) 第6条 第2項 の規定 に基づ く申出 をしな い場合	ア 住宅の 品質確保 の促進等 に関する 法律(平 成11年法 律第81号) 第5条第 1項に規 定する登 録住宅性 能評価機 関(41の 5の項、 41の7の 項及び41 の9の項 において 「登録住 宅性能評 価機関」 という。)が、当該	ア) 新築 住 宅 (新た に建設 された 住宅で、 まだ人 の居住 の用に 供した ことの ないも の(建 設工事 の完了 の日か ら起算 して1 年を経 過した ものを 除く。)をいう。	住戸の数が1 のもの	6,000円
				住戸の数が2 以上5以下の もの	12,000円
				住戸の数が6 以上10以下の もの	21,000円
				住戸の数が11 以上30以下の もの	31,000円
				住戸の数が31 以上50以下の もの	57,000円
				住戸の数が51 以上 100以下 のもの	100,000円
				住戸の数が 101以上 200 以下のもの	160,000円
				住戸の数が 201以上 300	200,000円

		申請に係る長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画が同法第6条第1項各号(第3号を除く。)に掲げる基準に適合することを証する書面(次項において「適合証」という。)を添付するもの	以下この項及び次項において同じ。)の認定	以下のもの 住戸の数が301以上のもの	210,000円
			(イ) 既存住宅のもの(新築)	住戸の数が1	9,000円
			住宅以外の住宅をいう。以下この項及び次項において同じ。)のもの	住戸の数が2以上5以下の	18,000円
			う。以下この項及び次項において同じ。)のもの	住戸の数が6以上10以下の	32,000円
			に係る増築又は改築の認定	住戸の数が11以上30以下の	46,000円
			に係る増築又は改築の認定	住戸の数が31以上50以下の	86,000円
			の認定	住戸の数が51以上100以下のもの	150,000円
				住戸の数が101以上200以下のもの	240,000円

			住戸の数が 201以上 300 以下のもの	300,000円
			住戸の数が 301以上のもの	320,000円

に、「において「評価書」を「、41の7の項及び41の8の項において「設計住宅性能評価書」に、

「	ウ ア又は イに掲げ るもの 外のもの	住戸の数が1のもの	45,000円
		住戸の数が2以上5以 下のもの	110,000円
		住戸の数が6以上10以 下のもの	170,000円
		住戸の数が11以上30以 下のもの	340,000円
		住戸の数が31以上50以 下のもの	600,000円
		住戸の数が51以上 100 以下のもの	1,000,000円
		住戸の数が 101以上 200以下のもの	1,900,000円
		住戸の数が 201以上 300以下のもの	2,700,000円
		住戸の数が 301以上の もの	3,300,000円

を

ウ ア又はイに掲げるもの以外のもの	(ア) 新築住宅の認定	住戸の数が1のもの	45,000円
		住戸の数が2以上5以下のもの	110,000円
		住戸の数が6以上10以下のもの	170,000円
		住戸の数が11以上30以下のもの	340,000円
		住戸の数が31以上50以下のもの	600,000円
		住戸の数が51以上100以下のもの	1,000,000円
		住戸の数が101以上200以下のもの	1,900,000円
		住戸の数が201以上300以下のもの	2,700,000円
		住戸の数が301以上のもの	3,300,000円

			イ) 既存住宅に係る増築又は改築の認定	住戸の数が1 のもの	68,000円
			住戸の数が2 以上5以下の もの	160,000円	
			住戸の数が6 以上10以下の もの	250,000円	
			住戸の数が11 以上30以下の もの	500,000円	
			住戸の数が31 以上50以下の もの	900,000円	
			住戸の数が51 以上 100以下 のもの	1,500,000円	
			住戸の数が 101以上 200 以下のもの	2,900,000円	
			住戸の数が 201以上 300 以下のもの	4,100,000円	
			住戸の数が 301以上のも の	5,000,000円	

に改め、同表の41の4の項中

「 41の4 条例別表 第1の389の6 の項に規定する 長期優良住宅建 築等計画変更認 定申請手数料 」	(1) 長期 優良住 宅の普 及の促 進に関 する法 律第8 条第2 項にお いて準 用する 同法第 6条第 2項の 規定に 基づく 申出を	ア 適合証 を添付す るもの	住戸の数が1のもの	6,000円
			住戸の数が2以上5以 下のもの	12,000円
			住戸の数が6以上10以 下のもの	21,000円
			住戸の数が11以上30以 下のもの	31,000円
			住戸の数が31以上50以 下のもの	57,000円
			住戸の数が51以上 100 以下のもの	100,000円
			住戸の数が 101以上 200以下のもの	160,000円
			住戸の数が 201以上 300以下のもの	200,000円
			住戸の数が 301以上の もの	210,000円

を

「 41の4 条例別表 第1の389の6 の項に規定する 長期優良住宅建 築等計画変更認 定申請手数料 」	(1) 長期 優良住 宅の普 及の促 進に関 する法 律第8 条第2	ア 適合証 を添付す るもの	イ) 新築 住宅又 は既存 住宅  (新築 時に認 定を受 けた住	住戸の数が1 のもの	6,000円
				住戸の数が2 以上5以下 のもの	12,000円



項にお いて準 用する 同法第 6 条第 2 項の 規定に 基づく 申出を しない 場合	宅であ って、 長期優 良住宅	住戸の数が 6 以上10以下の もの	21,000円
	の普及 の促進 に關す る法律	住戸の数が11 以上30以下の もの	31,000円
	第14条 第 1 項 の規定 に基づ	住戸の数が31 以上50以下の もの	57,000円
	く計画 の認定 の取消 しを受	住戸の数が51 以上 100以下 のもの	100,000円
	けてい ない住 宅に限 る。)	住戸の数が 101以上 200 以下のもの	160,000円
	(以下 この項 におい て「新	住戸の数が 201以上 300 以下のもの	200,000円
	築住宅 等」と いう。)の	住戸の数が 301以上のもの	210,000円

			の認定	
		(イ) (ア)以外のも	住戸の数が 1 のもの	9,000円
		のに係	住戸の数が 2	18,000円
		る増築	以上 5 以下の	
		又は改	もの	
		築の認	住戸の数が 6	32,000円
		定	以上10以下の もの	
			住戸の数が11 以上30以下の もの	46,000円
			住戸の数が31 以上50以下の もの	86,000円
			住戸の数が51 以上 100以下 のもの	150,000円
			住戸の数が 101以上 200 以下のもの	240,000円
			住戸の数が 201以上 300 以下のもの	300,000円
			住戸の数が 301以上のも の	320,000円

に、「評価書」を「設計住宅性能評価書」に、

「	ウ ア又は イに掲げ るもの以 下のもの 外のもの	住戸の数が 1 のもの	26,000円
		住戸の数が 2 以上 5 以 下のもの	59,000円
		住戸の数が 6 以上 10 以 下のもの	96,000円
		住戸の数が 11 以上 30 以 下のもの	180,000円
		住戸の数が 31 以上 50 以 下のもの	330,000円
		住戸の数が 51 以上 100 以下のもの	570,000円
		住戸の数が 101 以上 200 以下のもの	1,000,000円
		住戸の数が 201 以上 300 以下のもの	1,500,000円
		住戸の数が 301 以上の もの	1,800,000円
		」	

を

「	ウ ア又は イに掲げ るもの以 下のもの 外のもの	(ア) 新築	住戸の数が 1	26,000円
		住宅等 の認定	住戸の数が 2 以上 5 以下の もの	59,000円
			住戸の数が 6 以上 10 以下の もの	96,000円
」				

			住戸の数が11 以上30以下の もの	180,000円
			住戸の数が31 以上50以下の もの	330,000円
			住戸の数が51 以上 100以下 のもの	570,000円
			住戸の数が 101以上 200 以下のもの	1,000,000円
			住戸の数が 201以上 300 以下のもの	1,500,000円
			住戸の数が 301以上のも の	1,800,000円
		(イ) (ア)以 外のもの	住戸の数が 1 のもの	38,000円
		のに係 る増築 又は改 築の認 定	住戸の数が 2 以上 5 以下の もの	89,000円
			住戸の数が 6 以上10以下の もの	140,000円

			住戸の数が11 以上30以下の もの	270,000円
			住戸の数が31 以上50以下の もの	490,000円
			住戸の数が51 以上 100以下 のもの	850,000円
			住戸の数が 101以上 200 以下のもの	1,600,000円
			住戸の数が 201以上 300 以下のもの	2,200,000円
			住戸の数が 301以上のも の	2,700,000円

に改め、同表の41の5の項の(1)のイ中「又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する」を「（41の7の項及び41の9の項において「登録建築物調査機関」という。）又は」に改め、同項の(1)のアの(イ)中「共同住宅の住棟単位」を「共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅（以下この項から41の9の項までにおいて「共同住宅等」という。）の住棟単位」に改め、同項の(1)のアの(ウ)中「及び次項において」を「から41の9の項までにおいて」に改め、同項の(1)のイの(イ)中「共同住宅」を「共同住宅等」に改め、同表の41の6の項の(1)のアの(イ)及びイの(イ)中「共同住宅」を「共同住宅等」に改め、同項の次に次のように加える。

41の7 条例別表 第1の389の11 の項に規定する 建築物エネルギー 消費性能向上 計画認定申請手 数料	(1) 建築 物のエ ネルギー 消費 性能の 向上に 関する 法 律 (平成 27年法 律第53 号) 第 30条第 2項の 規定に 基づく 申出を しない 場合	ア 登録建	ア) 共同	建築物の床面 積の合計が	10,000円
		築物調査 機関又は 登録住宅 性能評価 機関が、 当該申請 に係る建 築物のエ ネルギー 消費性能 の向上に 関する法 律第29条 第1項に 規定する 建築物エ ネルギー 消費性能 向上計画 が同法第 30条第1 項各号に 掲げる基 準に適合 すること を証する	住宅等 の住棟 単位の 認定	300平方メ ートル未満のも の	
				建築物の床面 積の合計が	20,000円
				300平方メ ートル以上 2,000平方メ ートル未満の もの	
				建築物の床面 積の合計が	46,000円
				2,000平方メ ートル以上 5,000平方メ ートル未満の もの	
				建築物の床面 積の合計が	82,000円
				5,000平方メ ートル以上の もの	
			イ) 建築	非住宅部分の	10,000円
			物の全 部若し	床面積の合計 が 300平方メ	

		書面（次 項におい て「適合 証」とい う。）又 は設計住 宅性能評 価書の写 しを添付 するもの	くは一 部を住 宅以外 の用途 に供す る建築 物又は 建築物 の一部	一メートル未満の もの 非住宅部分の 床面積の合計 が 300平方メ ートル以上 2,000平方メ ートル未満の もの	27,000円
			を住宅 以外の 用途に 供する 建築物 のうち 非住宅	非住宅部分の 床面積の合計 が 2,000平方 メートル以上 5,000平方メ ートル未満の もの	82,000円
			部分の 認定	非住宅部分の 床面積の合計 が 5,000平方 メートル以上 1 万平方メ ートル未満の もの	130,000円
				非住宅部分の 床面積の合計 が 1 万平方メ ートル以上	164,000円

			25,000平方メートル未満のもの	
			非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	205,000円
	イ ア以外 のもの	(ア) 住戸 単位の 認定	住戸の床面積の合計が 200平方メートル未満のもの	34,000円
			住戸の床面積の合計が 200平方メートル以上のもの	39,000円
		(イ) 共同 住宅等 の住棟 単位の 認定	建築物の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	70,000円
			建築物の床面積の合計が 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	117,000円



				もの	
				建築物の床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	199,000円
				建築物の床面積の合計が 5,000平方メートル以上のもの	285,000円
			(り) 建築物の全部若しくは一部を住宅以外の用途に供する建築物又は建築物の一部を住宅以外の	非住宅部分が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令第1号）第8条第1号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準に係るものである場合	非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 非住宅部分の床面積の合計が300
					87,000円
					148,000円

			用途に 供する 建築物 のうち 非住宅 部分の 認定	平方メ ートル 以上 2,000 平方メ ートル 未満の もの	
				非住宅 部分の 床面積 の合計 が 2,000 平方メ ートル 以上 5,000 平方メ ートル 未満の もの	239,000円
				非住宅 部分の 床面積 の合計 が	313,000円

					5,000 平方メ ートル 以上1 万平方 メート ル未満 のもの	
					非住宅 部分の 床面積 の合計 が1万 平方メ ートル 以上 25,000 平方メ ートル 未満の もの	376,000円
					非住宅 部分の 床面積 の合計 が 25,000	441,000円

					平方メートル以上のもの	
				非住宅部分が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 8 条第 1 号イ(1)及び同号ロ(1)に定める基準に係るものである場合	非住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	230,000円
					非住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	373,000円
					非住宅	532,000円

					部分の 床面積 の合計 が 2,000 平方メ ートル 以上 5,000 平方メ ートル 未満の もの	
					非住宅 部分の 床面積 の合計 が 5,000 平方メ ートル 以上1 万平方 メート ル未満 のもの	656,000円
					非住宅	775,000円

				部分の 床面積 の合計 が1万 平方メ ートル 以上 25,000 平方メ ートル 未満の もの	
				非住宅 部分の 床面積 の合計 が 25,000 平方メ ートル 以上の もの	884,000円
(2) 建築	建築物の床面積の合計が30平方メ				5,000円
物のエ	ートル以内のもの				
ネルギー	建築物の床面積の合計が30平方メ				9,000円
ー消費	ートルを超え、100平方メートル				
性能の	以内のもの				

		向上に	建築物の床面積の合計が 100平方	14,000円		
		関する	メートルを超え、200平方メート			
		法律第	ル以内のもの			
		30条第	建築物の床面積の合計が 200平方	19,000円		
		2項の	メートルを超え、500平方メート			
		規定に	ル以内のもの			
		基づく	建築物の床面積の合計が 500平方	34,000円		
		申出を	メートルを超え、1,000平方メー			
する場	トル以内のもの					
合 ((1)	建築物の床面積の合計が 1,000平	48,000円				
の手数	方メートルを超え、2,000平方メ					
料の額	ートル以内のもの					
の欄に	建築物の床面積の合計が 2,000平	140,000円				
掲げる	方メートルを超え、1万平方メー					
額に係	トル以内のもの					
るもの	建築物の床面積の合計が 1万平方	240,000円				
を除。)	メートルを超え、5万平方メート					
	ル以内のもの					
	建築物の床面積の合計が 5万平方	460,000円				
	メートルを超えるもの					
41の 8	条例別表	(1) 建築	ア 適合証	(ア) 共同	建築物の床面	10,000円
第 1 の	389の12	物のエ	又は設計	住宅等	積の合計が	
の項に規定する		ネルギ	住宅性能	の住棟	300平方メー	
建築物エネルギー消費性能向上		一消費	評価書の	単位の	トル未満のも	
一消費性能向上		性能の	写しを添	認定	の	
計画変更認定申		向上に	付するも		建築物の床面	20,000円
請手数料		関する	の		積の合計が	

法律第 31条第 2項に おいて 準用す る同法 第30条 第2項 の規定 に基づ く申出 をしな い場合	300平方メー トル以上	
	2,000平方メ ートル未満の もの	
	建築物の床面 積の合計が 2,000平方メ ートル以上	46,000円
	5,000平方メ ートル未満の もの	
	建築物の床面 積の合計が 5,000平方メ ートル以上の もの	82,000円
(イ) 建築 物の全 部若し くは一 部を住 宅以外 の用途 に供す る建築 物又は	非住宅部分の 床面積の合計 が 300平方メ ートル未満の もの	10,000円
	非住宅部分の 床面積の合計 が 300平方メ ートル以上 2,000平方メ	27,000円



			建築物	メートル未満の	
			の一部	もの	
			を住宅	非住宅部分の	82,000円
			以外の	床面積の合計	
			用途に	が 2,000平方	
			供する	メートル以上	
			建築物	5,000平方メ	
			のうち	メートル未満の	
			非住宅	もの	
			部分の	非住宅部分の	130,000円
			認定	床面積の合計	
				が 5,000平方	
				メートル以上	
				1 万平方メー	
				トル未満のも	
				の	
				非住宅部分の	164,000円
				床面積の合計	
				が 1 万平方メ	
				ートル以上	
				25,000平方メ	
				ートル未満の	
				もの	
				非住宅部分の	205,000円
				床面積の合計	
				が25,000平方	
				メートル以上	

			のもの	
	イ ア以外 のもの	(ア) 住戸 単位の 認定	住戸の床面積 の合計が 200 平方メートル 未満のもの	20,000円
			住戸の床面積 の合計が 200 平方メートル 以上のもの	22,000円
		(イ) 共同 住宅等 の住棟 単位の 認定	建築物の床面 積の合計が 300平方メー トル未満のも の	39,000円
			建築物の床面 積の合計が 300平方メー トル以上 2,000平方メ ートル未満の もの	68,000円
			建築物の床面 積の合計が 2,000平方メ ートル以上 5,000平方メ ートル未満の	121,000円

				もの	
				建築物の床面積の合計が 5,000平方メートル以上のもの	182,000円
			(り) 建築物の全部若しくは一部を住宅以外に供する建築物又は建築物の一部を住宅以外に供する建築物のうち非住宅部分の認定	非住宅部分が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第8条第1号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準に係るものである場合	非住宅部分の床面積の合計が 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの
					49,000円
					87,000円

						もの	
						非住宅 部分の 床面積 の合計 が 2,000 平方メ ートル 以上 5,000 平方メ ートル 未満の もの	159,000円
						非住宅 部分の 床面積 の合計 が 5,000 平方メ ートル 以上1 万平方 メート ル未満	220,000円

					のもの	
					非住宅部分の床面積の合計が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	268,000円
					非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	320,000円
				非住宅部分が建築物エネルギー消費性能	非住宅部分の床面積	120,000円

				基準等を定め る省令第 8 条 第 1 号イ(1)及 び同号ロ(1)に 定める基準に 係るものであ る場合	の合計 が 300 平方メ ートル 未満の もの	
					非住宅 部分の 床面積 の合計 が 300 平方メ ートル 以上 2,000 平方メ ートル 未満の もの	200,000円
					非住宅 部分の 床面積 の合計 が 2,000 平方メ ートル	306,000円

					以上 5,000 平方メ ートル 未満の もの	
					非住宅 部分の 床面積 の合計 が 5,000 平方メ ートル 以上1 万平方 メート ル未満 のもの	391,000円
					非住宅 部分の 床面積 の合計 が1万 平方メ ートル 以上	468,000円

				25,000 平方メ ートル 未満の もの	
				非住宅 部分の 床面積 の合計 が 25,000 平方メ ートル 以上の もの	542,000円
(2) 建築	建築物の床面積の合計が30平方メ				5,000円
物のエ	ートル以内のもの				
エネルギー					
一消費	建築物の床面積の合計が30平方メ				9,000円
性能の	ートルを超え、100平方メートル				
向上に	以内のもの				
関する	建築物の床面積の合計が100平方				14,000円
法律第	メートルを超え、200平方メート				
31条第	ル以内のもの				
2項に	建築物の床面積の合計が200平方				19,000円
おいて	メートルを超え、500平方メート				
準用す	ル以内のもの				



	る同法	建築物の床面積の合計が 500平方	34,000円	
	第30条	メートルを超え、1,000平方メー		
	第2項	トル以内のもの		
	の規定	建築物の床面積の合計が 1,000平	48,000円	
	に基づ	方メートルを超え、2,000平方メ		
	く申出	ートル以内のもの		
をする	建築物の床面積の合計が 2,000平	140,000円		
場 合	方メートルを超え、1万平方メー			
((1)の	トル以内のもの			
手数料	建築物の床面積の合計が 1万平方	240,000円		
の額の	メートルを超え、5万平方メート			
欄に掲	ル以内のもの			
げる額	建築物の床面積の合計が 5万平方	460,000円		
に係る	メートルを超えるもの			
ものを				
除く。)				
41の9	(1) 登録建築物調査	ア 共同	建築物の床面	10,000円
第1の	機関又は登録住宅	住宅等	積の合計が	
389の13	性能評価機関が、	の住棟	300平方メー	
の項に規定する	当該申請に係る建	単位の	トル未満のも	
建築物エネルギー	築物について建築	認定	の	
消費性能基準	物のエネルギー消		建築物の床面	20,000円
適合認定申請手	費性能の向上に関		積の合計が	
数料	する法律第2条第		300平方メー	
	3号に規定する建		トル以上	
	築物エネルギー消		2,000平方メ	
	費性能基準（以下		ートル未満の	

この項において「性能基準」という。)に適合することを証する書面又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項に基づく認定に係る建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第3条第2項の通知書の写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項若しくは第18条第18項に規定する検査済証の写し(以下この項において「検査済証の写し」という。)、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項に基		もの	
		建築物の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	46,000円
		建築物の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	82,000円
	イ 建築物の全床面積の合計が300平方メートル未満のもの	10,000円	
	住宅以外の用途に供する建築物の認定	非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	27,000円
		非住宅部分の床面積の合計	82,000円

	づく認定に係る都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第43条第2項の通知書の写し及び検査済証の写し若しくは住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書の写しを添付するもの	が 2,000平方メートル以上		
		5,000平方メートル未満のもの		
		非住宅部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	130,000円	
		非住宅部分の床面積の合計が 1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	164,000円	
		非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	205,000円	
(2) (1)以外のもの	ア 一戸建ての住宅の	建築物エネルギー消費性能基準等を定め	建築物の床面積の合	34,000円

		認定	る省令第 1 条計が	
			第 1 項第 2 号 200平	
			イ(1)及び同号方メー	
			ロ(1)に定めるトル未	
			基準に係るも満のも	
			の	
			建築物	39,000円
			の床面	
			積の合	
			計が	
			200平	
			方メー	
			トル以	
			上のも	
			の	
			建築物エネル	18,000円
			ギー消費性能	
			の床面	
			基準等を定め積の合	
			る省令第 1 条計が	
			第 1 項第 2 号 200平	
			イ(2)及び同号方メー	
			ロ(2)に定めるトル未	
			基準に係るも満のも	
			の	
			の	
			建築物	19,000円
			の床面	
			積の合	

			計が 200平 方メー トル以 上のも の	
	イ 共同 住宅等 の住棟 単位の 認定	建築物エネル ギー消費性能 基準等を定め る省令第1条 第1項第2号 イ(1)及び同号 ロ(1)に定める 基準に係るも の	建築物 の床面 積の合 計が 300平 方メー トル未 満のも の	70,000円
			建築物 の床面 積の合 計が 300平 方メー トル以 上 2,000 平方メ ートル 未満の	117,000円

			もの	
			建築物 の床面 積の合 計が 2,000 平方メ ートル 以上 5,000 平方メ ートル 未満の もの	199,000円
			建築物 の床面 積の合 計が 5,000 平方メ ートル 以上の もの	285,000円
		建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条	建築物 の床面 積の合 計が	33,000円

			第 1 項第 2 号 イ(2)及び同号 ロ(2)に定める 基準に係るも の	300平 方メー トル未 満のも の	
				建築物 の床面 積の合 計が 300平 方メー トル以 上 2,000 平方メ ートル 未満の もの	58,000円
				建築物 の床面 積の合 計が 2,000 平方メ ートル 以上 5,000	104,000円

			平方メートル未満のもの	
			建築物の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上のもの	158,000円
ウ	建築物の全部又は一部を住宅以外の用途に供する建築物の認定	非住宅部分が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 1 条第 1 項第 1 号ロに定める基準に係るものである場合	非住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	87,000円
			非住宅部分の床面積の合計が 300	148,000円



				平方メ ートル 以上 2,000	
				平方メ ートル 未満の もの	
				非住宅 部分の 床面積 の合計 が 2,000	239,000円
				平方メ ートル 以上 5,000	
				平方メ ートル 未満の もの	
				非住宅 部分の 床面積 の合計 が	313,000円

				5,000 平方メ ートル 以上1 万平方 メート ル未満 のもの	
				非住宅 部分の 床面積 の合計 が1万 平方メ ートル 以上 25,000 平方メ ートル 未満の もの	376,000円
				非住宅 部分の 床面積 の合計 が 25,000	441,000円

			平方メートル以上のもの	
		非住宅部分が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 1 条第 1 項第 1 号イに定める基準に係るものである場合	非住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	230,000円
			非住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	373,000円
			非住宅	532,000円

				部分の 床面積 の合計 が 2,000 平方メ ートル 以上 5,000 平方メ ートル 未満の もの	
				非住宅 部分の 床面積 の合計 が 5,000 平方メ ートル 以上1 万平方 メート ル未満 のもの	656,000円
				非住宅	775,000円

				部分の 床面積 の合計 が 1 万 平方メ ートル 以上 25,000 平方メ ートル 未満の もの	
				非住宅 部分の 床面積 の合計 が 25,000 平方メ ートル 以上の もの	884,000円

別表第 1 の備考に次のように加える。

- 12 この表の41の7の項の(2)の建築物の床面積の合計は、建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替えをする場合にあつては当該修繕又は模様替えに係る部分の床面積の2分の1について算定する。

13 この表の41の8の項の(2)の建築物の床面積の合計は、認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画を変更して建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをする場合にあつては、確認を受けた建築物の計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）について算定する。

#### 附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（財 政 課）